## 教育民生委員会会議録

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 10 日 (金曜日) 午前 9 時30分~午後 0 時58分
- 2 場 所委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田原義寛 副委員長 荒山光広 委 員 三 好 睦子 委 員 秋 枝 秀 敏 通 稔 委員 藤井 委 員 岡村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員

竹 岡 昌 治 議 長

6 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議会事務局長 西 山 聖 子 議会事務局副主幹 阿 武 泰 貴 議会事務局主査

7 説明のため出席した者の職氏名

志賀雅彦副市長 南 順 子 教 育 長 井 上 辰 巳 市民福祉部長 八木下 理香子 教 育 次 長 山 宏 史 教育委員会事務局長 古 屋 敦 子 市民福祉部次長 西 純 枝 市 民 課 長 沓 野 池田 正義福祉課長 岩 崹 敏 行 子育て支援課長 千々松雅幸生涯学習スポーツ推進課長 神 田 高 宏 文化財保護課長

8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

**〇委員長(杉山武志君)** おはようございます。これより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案13件を審査 いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑応答に関しましては、簡潔にしていただけたらと思います。

議長、報告等ございましたらお願いいたします。

○議長(竹岡昌治君) 2件ほどございますが、1件目は、来週の13日月曜日から本会議は、政府も言うておりますように、マスクは議運で着用ということになっておりましたが、自由──個人判断で結構でございますので、入るときから外される方は外されて結構です。外せというんじゃなくて、自己判断でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それから2点目は、実は、三好議員が当初予算、一般会計の予算を反対されております。修正案を出さないままで反対されておりますと、全ての会計に繰出金が出るようになっております。

したがって、これを仮に賛成をされたとしたら、国保は賛成されないかもしれませんが、もしされたとしたら、矛盾が起きてくると。

で、今後、反対されるときには、根拠をはっきり言われてしていただきたい。 当初予算を反対する場合は修正案を出すとかですね。

それから、もしくは、意見はつけ添えて、例えば、補正のときにこうしてほしい とかっていうような意見を申し上げられて賛成をしていただく。それが普通だと思 うんですね。

当初予算を否決されますと、何もできなくなっちゃいますんで、その点を考慮していただきたい。

したがって、今日、三好議員がどのようにされるのかというのは、判断をお任せいたしますが、場合によっては、本会議場で委員会では反対されても、その後、いろいろ調査した結果、賛成しますということもできるわけですので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。どういうふうに今日されるのか、注目させていただきたいと思います。

以上です。

**〇委員長(杉山武志君)** ありがとうございます。

それでは、議案第3号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

**〇市民課長(沓野純枝君)** それでは、議案第3号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について御説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,017万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億5,232万3,000円とするものであります。

初めに、歳出について御説明をいたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

5款基金積立金において1万円を減額しております。

これは、国民健康保険基金における積立――積立利息額の確定に伴うものであります。

次に、6款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・5目保険給付費等交付金償還金において1,044万3,000円を減額しております。

これは、令和4年2月診療分の保険給付費において、令和3年度に概算払いでの支払いと、これに伴う保険給付費等交付金を受け、精算として翌年度に超過となった場合の償還金の予算を計上しておりましたが、精算の結果、追加の支払いと併せて、これに伴う保険給付費等交付金が追加交付となったため返還が不要となり、減額するものであります。

次に、7款予備費において、歳入歳出予算の調整により27万7,000円を追加して おります。

続きまして、歳入を御説明いたします。

1ページ戻っていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

4款財産収入・1項財産運用収入・1目利子及び配当金において1万円を減額しております。

これは、歳出同様、基金積立金の利息確定に伴うものであります。

次に、5款繰入金・1項一般会計繰入金において27万7,000円を追加しております。

これは、保険基盤安定繰入金の事業費確定によるものであります。

最後に、7款諸支出――諸収入・2項雑入において1,044万3,000円を減額しております。

これは、歳出で御説明いたしました令和3年度分の保険給付費等交付金の精算に よる予算減額に伴い、減額するものであります。

説明は以上でございます。

- **〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) お尋ねいたします。

この件ですが、保険料の――保険料の――国保法の44条になるんですけれど、 保険料――保険税の一部負担金の減免制度とか、それから77条に関連するんですが、 新型コロナウイルスの感染症の影響による減免とかがあるのですが、美祢市におい て、この状況はどうだったのでしょうか。お尋ねします。

- 〇委員長(杉山武志君) 沓野市民課長。
- **〇市民課長(沓野純枝君)** ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険における――すみません。国民健康保険税の減免と新型コロナウイルスに関係してという――関係する減免という御質問だったかと思いますけれども、減免については、特に今、特定な状況による減免というものについては、御相談等を受けておりませんので、実施は、現在のところはない状況でございます。

コロナに関しましては、御相談を4件ほど受けておりまして、現在のところ3件については減額の方向で――減免の方向で動いているところでございます。

以上でございます。

○委員長(杉山武志君) よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第3号を採決いたします。本案について、原案のとおり 決することに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第5号令和4年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を 議題といたします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

**〇市民課長(沓野純枝君)** それでは、議案第5号令和4年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億192万 2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,589万円とするも のであります。

初めに、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

2款保険給付費・1項介護サービス等諸費及び2項介護予防サービス等諸費の各目について、実績に基づき、事業見込額を推計し、過不足について追加、または減額をしております。

令和4年度においては、第8期介護保険事業計画の中間年である事業推計に基づき、令和3年度の給付実績――給付実績を加味し、精査――積算をしたところでありますが、現在のところ、減額となっておるところでございます。

次に、4款基金積立金・1項基金積立金・1目介護給付費準備基金積立金において3,000円を減額しております。

これは、基金における積立利息額の確定に伴うものであります――訂正いたします、1目介護給付費準備基金積立金において3,000円を追加しております。

これは、基金における積立利息額の確定に伴うものであります。

続いて、歳入を御説明いたします。

ページを戻っていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

歳入につきましては、歳出で御説明いたしました保険給付費等の事業量の変更に伴い、それぞれの負担割合等に基づき、1款保険料・2—3款国庫支出金・4款支払基金交付金・5款県支出金、ページをめくっていただいて、10ページの7款繰入金において財源調整を行っております。

また、6款財産収入においては、歳出同様、基金における積立金の——積立金の 利息額確定に伴い、同額の3,000円を追加しております。

説明は以上です。

- **〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) 各種サービスが、当初予算額に比べると減って、トータルで約1億円ですかね、減っていますよね。

これっていうのは、要は、当初の前提の数字が、多く見積り過ぎちゃったっていうことなのか、実際に、こういう居住介護、あるいは地域密着型介護――施設介護という対象者が、予想以上に減っている、あるいはコロナで、むしろ、家を出なくってこういうサービス受けられなく――受けられないというよりも、受けたくないというか、その辺どうなんでしょう。

認識として、美祢市っていうのは、非常に年々介護サービスを受ける人っていうのが増えているんじゃないかなと思うわけですよね。にもかかわらず、こんな感じで減っているっていうその背景、これをどういうふうに見られているかっていうか、その辺をちょっとお聞かせ願えればなと思うんですけど。

- 〇委員長(杉山武志君) 沓野市民課長。
- ○市民課長(沓野純枝君) ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。 藤井委員の御質問、保険給付費の減額というところで、それに伴う背景と言いま すか、状況がどういったものであるかという御質問であったかと思います。

まず、認定状況――認定者の状況について少しお話をさせていただいたらと思います。

令和4年末で――3月末時点――令和4年度の当初の状態ですが、被保険者が9,940人に対して、要介護の認定者が1,846人と認定率が18.6%というような当初の状況でございます。

で、12月末現在、9か月たってからの状態でございますが、被保険者数は1,933人、そのうち認定者数が1,827人(発言する者あり)

- ○委員長(杉山武志君) 桁が違ってないですか。
- ○市民課長(沓野純枝君) 被保険者数が――すみません、12月現在は、被保険者数が9,833人――すみません、認定者が1,827人、認定率が18.6%というふうになって

おります。

で、認定者の介護度といいますか、この変遷推移というところが、比較的軽度とする要支援の方については、4月と12月に――と比べまして、軽度の方は1.2ポイント増えている。中度の方――要――要介護1、2ですね、この中度の方っていうのが1.5ポイント減っている。それから、重度の方、要介護4――要介護4――5の方、この方――比較的重度の方については0.3ポイント増えている。

というところで、中間の中等度の方が軽度のほうに若干増えて移動している。中 等度の方が重度のほうにも増えてはいますけれど、軽度のほうに若干増えていると いうような状況でございます。

で、コロナの関係というところで御説明をいたしますと、令和4年――4年の7月の終わり、8月、9月頃から、市内の感染者の状況が少し増えてきた状態ではないかと思いますが、介護サービスにおいては、9月、10月以降、施設系のサービスと通所系のサービスのほうが、利用日数――利用日数と利用者数、介護の給付費が減額となっている部分がございますので、コロナのほうの影響っていうのは、そこに出ておるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(杉山武志君) 藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) 今の数字をお聞きして、私のイメージと違っていたというか、被対象者――何て言うんですか、介護サービスを受ける被給与者ですか、これに対して、実際に受けられているっていう比率が14%、あるいは12月末で18.6%ですか。要するに5人に1人以下ですね。で、この数字っていうのは、例えば、山口県の平均とか、全国の平均に比べるとどうなんでしょう。

私は、この数字低いんかなっていうか、以外に美祢市のお年寄りっていうのは、 元気なのかなというふうにも思ったんですけど、何か、そういう比較対象の数字っ て何かありますか。

- **〇委員長(杉山武志君)** 沓野市民課長。
- **〇市民課長(沓野純枝君)** ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

美祢市の―本市の要介護認定率というものが、全国と比べてどういった状況であるかという御質問だったかと思いますけれども、今ちょっと資料はございませんけれども、国のほうで介護に関する地域包括ケア見える化システムというシステム

を構築しておるんですけれども、そちらのほうに、年齢だとか、男女の要件ってい うものを取り除いた全国や県と比較する数値といいますか――指標を確認すること ができます。今、ちょっとその比較表を手元に持っておりませんけれども、全国や 市に比べて、美祢市――本市のほうは、比較的認定率は低いというふうに結果は出 ておるところでございます。

以上でございます。

○委員長(杉山武志君) そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり 決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第6号令和4年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長(沓野純枝君) それでは、議案第6号令和4年度美祢市後期高齢者医療 事業特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,174万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,997万円とするものであります。

初めに、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款・1項・1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金において1,174万円を減額しております。

これは、保険料の軽減制度に対して、県から交付される保険基盤安定化対策費の額が決定したことにより、広域連合へ納付する金額が確定し、減額するものであり

ます。

続いて、歳入について御説明いたします。

1ページ戻っていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

3款繰入金・1項一般会計繰入金・2目保険基盤安定繰入金において1,174万円 を減額しております。

これは、歳出の減額に伴い、財源となる繰入金について、同額を減額するものであります。

説明は以上です。

**〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(杉山武志君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり 決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第23号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたしま す。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

**〇市民課長(沓野純枝君)** それでは、議案第23号美祢市国民健康保険条例の一部改正について御説明をいたします。

このたびの改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から出産育児一時金の額が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容は、国民健康保険の被保険者が出産したとき支給する出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改正するものであります。

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産育児一時金の支給額は、現在の42万円から50万円になるものであります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものであり、施行の日、前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によるものであります。

説明は以上です。

- **〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) 今の説明で50万円とかおっしゃいましたですね。 それは、今回のこれは40万8,000円が48万円、要するにですけど。2万円ってい うのは、もう1回説明しても――何が上乗せになって50万円とかになるんですか。
- 〇委員長(杉山武志君) 沓野市民課長。
- ○市民課長(沓野純枝君) ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。 先ほど申し上げました42万円から50万円になるというところ……(発言する者あり)今回の改正の額と御説明をした額の差1万2,000円についての御説明をしたいと思います。

1万2,000円につきましては、産科医療補償制度という、分娩の際に分娩機関の 医学的管理下において出産をされた子どもさんについて、重度の脳性麻痺等の認定 をされた場合、御家族の負担等を軽減するために支払われる制度でございます。

で、医療機関のほうが、こちらのほうに加入する場合がございまして、それを含む出産育児一時金というのが――額が50万円になるというところで、その補償制度については1万2,000円というふうに決まっておるものでございます。

説明は以上でございます。

- **〇委員長(杉山武志君)** それは、今回の条例の改正に関わるものですか。(発言する者あり)
- **〇市民課長(沓野純枝君)** 自宅で出産される場合だとかというところは、それは含みませんので。その医療機関が加入をされた……(発言する者あり)条例にはありません。
- ○委員長(杉山武志君) ここで、暫時休憩をとります。その間に執行部のほうは、整理して──答弁を整理していただけたらと思います。お願いいたします。

\_\_\_\_\_

午前10時04分再開

- **〇委員長(杉山武志君)** 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。沓野市民課長。
- 〇市民課長(沓野純枝君) 先ほど御説明をいたしました1万2,000円の産科医療補償制度については、本条例の改正については、関係のない部分でございました。 参考に申し上げたところでございますので、訂正させていただきます。 以上でございます。
- **〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。質疑は受け付けたいと思うんですが、 質疑がございますでしょうか。秋枝委員。
- ○委員(秋枝秀稔君) このたび8万円上がっております。これの8万円を上げて―――上げた動機というのはどういうところなんでしょう。国の制度が変わったということでしょうか。
- 〇委員長(杉山武志君) 沓野市民課長。
- **〇市民課長(沓野純枝君)** 秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

額の――改正される額についてでございますが、このたび、この改正については、 健康保険法施行令等の一部を改正する政令というところで、出産育児一時金の額が 示されておるものでございます。

これに伴い、国民健康保険条例における出産育児一時金は、当然、同じ額でなければなりませんので、改正をしたというところでございます。

以上でございます。

○委員長(杉山武志君) よろしいですか。

そのほか、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第23号を採決いたします。本案について、原案のとおり 決することに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長(杉山武志君)** 全員異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第24号美祢市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田市民課長——市民福祉課長。

**〇福祉課長(池田正義君)** それでは、議案第24号美祢市犯罪被害者等支援条例の制 定について御説明いたします。

現在の社会的情勢として、SNSを利用した誹謗中傷などの新たな課題の社会問題 化や、犯罪被害者が受ける心ない誹謗中傷による二次的被害の深刻化が問題となっ ております。

これらを踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安全に、かつ安心して暮らせることのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等基本法第5条に基づき、条例を制定するものであります。

主な内容を説明いたしますと、第1条では、今申し上げた内容を目的と定めております。

第3条では、個人の尊厳を尊重した支援を推進、個々の状況に応じた適切な支援を行うこと、支援を途切れなく行うこと、関係団機関――関係機関等が、連携協力して支援を行うことの4項目から成る基本理念を明記しております。

第4条から第7条にかけては、第3条の基本理念を受けて、市、市民等、事業者、 学校等の責務を明記しております。

第8条から第17条にかけては基本的施策について、それぞれ明記しております。

特に、第9条の経済的負担の軽減については、見舞金を支給することとし、具体的な内容は別途要綱で定めることといたしますが、既に制定している市町の内容を参考に、犯罪被害者により亡くなられた場合は30万円を、1か月以上のけがによる傷害の場合は10万円とすることとしております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。 説明は以上です。

**○委員長(杉山武志君**) 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。秋枝委員。

- ○委員(秋枝秀稔君) この条例、大変いい条例だというふうに思っております。取りあえず、今は、みんなで支え合うという――いう理念、大変いいことで、今あれですか、具体例として特に何かありますか。ちょっと、それだけちょっと気になりまして、お聞きいたします。
- 〇委員長(杉山武志君) 池田福祉課長。
- ○福祉課長(池田正義君) 秋枝委員の御質問にお答えします。

今、現在の状況としましては、例えば、美祢市の犯罪者――犯罪の状況について申し上げますと、令和3年度実績で、刑法犯の認知件数は35件というふうになっておりまして、特に、事件によって市民の方々が被害を被られたというような事件は発生はしておりません。

以上です。

- **〇委員長(杉山武志君)** そのほか質疑はございませんか。藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) えっとですね、定義のところで、ここに言う市民というのは、本市に居住し、通勤し、通学し、または滞在するものと、要するに、ここに市民の定義はあくまでも美祢市に住んでいるということですね。

事業者っていうのは、本市において、事業活動を行う個人または法人というふう になっていますね。

ということは、例えば――どう言いますか、美祢市以外にお住まいになった方で、たまたま美祢市において何かが起こって、それでSNSかなんかで拡散されて二次被害か何か受けたというふうな場合は、あくまでも、市民ではないんで対象外ですということですね。

ただ、その人が美祢市で勤務されたりして、そこで何かあったということは、事業者が美祢市だから、その人も救済っていうか――この対象になるのか、そこはどうなります。

要は、住んでないんだけど、ここに通って勤務していて、あるいは何かで働いているかなんか、そこでいろいろ誹謗中傷か何か受けた。で、精神的にも被害を受けたとかいうふうな場合に、例えば、30万円なり10万円なりという、先ほどありましたけども、そういう事故とか起こったというときには、対象になるんですか。

- **〇委員長(杉山武志君)** 池田福祉課長。
- ○福祉課長(池田正義君) 藤井委員の御質問にお答えします。

市民以外の方が、美祢市にたまたまおられて誹謗中傷とか受けたときには、事業者としては、一応、被害者の支援という形では責務を負うかもしれませんが、第9条の経済的支援というところにおいては、あくまでも、その被害に遭われた方が住民基本台帳に登録されたという条件が、これ要綱のほうで定めることになると思うんですが、規定がありますので、経済的支援は、その方についてはございません。以上です。

**〇委員長(杉山武志君)** 今、本条で4項に、本市に居住し、通勤し、通学し、また は滞在するものですから、本市に通勤される方も対象になるんじゃないですか。

ここで暫時休憩を取ります。

午前10時14分休憩

\_\_\_\_\_

午前10時18分再開

- ○委員長(杉山武志君) 休憩前に続き、審議を再開いたします――審査を再開いた します。池田福祉課長。
- **○福祉課長(池田正義君)** 先ほどの藤井委員の質問に対しまして、ちょっと補足っていうか、私のほうで説明が不足しておりましたので、御説明いたします。

第5条の市民等の責務というところでは、住民基本台帳にかかわらず、美祢市に 勤務されている方についても対象になってくるんですが、あくまでも経済的負担の 援助という第9条のところにつきましては、住民基本台帳に登録されている方に支 給するということで明確な区別をさせていただくというものでございます。(発言 する者あり)

それは、また要綱のほうで詳しく制定させていただこうというところでございます。

以上です。

- ○委員長(杉山武志君) そのほか質疑はございませんか。藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) となると、例えば、定義のところの2条の第4項ですね、市民はっていうところの読み方なんですけども、本市に居住し、本市に通勤し、本市に通学し、または本市に滞在するというふうに、全部一応、住民台帳云々かと言うか――関わらず、通勤したり、通学したり、滞在したりする人も、ここで言うところの市民に当たりますという、そういう定義ですね。

- 〇委員長(杉山武志君) 池田福祉課長。
- ○福祉課長(池田正義君) 藤井委員の御質問にお答えします。

市民等というところで、本市に住民基本台帳を有する方に加えて、市民――市内に通勤、通学、または滞在する方ということで幅広く取っております。

で、経済的支援をするところについては、市民ということで、そちらは住民基本 台帳に登録されてた方ということで、区分をさせていただくものです。 以上です。

○委員長(杉山武志君) それは条例に定めなくてもよろしいんですか。この9条に対し、市は市民に対しっていう言葉が入っておりませんが、いわゆる、先ほどの市民等と市民を区別されるんだったら、その文言がなくてもよろしいものかということになるんですが。

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時22分休憩

\_\_\_\_\_

午前10時34分再開

- **〇委員長(杉山武志君)** それでは、審査を再開いたしたいと思います。池田福祉課 長。
- **〇福祉課長(池田正義君)** この条例に際しまして、定義のところなどにつきましては、国の犯罪者等基本法に基づいて、言葉を引用させていただいております。

また、第9条の経済的支援の軽減については、市民――住民基本台帳に登録されている人限定ということで定義をするということで御説明をしておりますが、このつい――ここについては、犯罪者等基本法には定めておりませんので、市独自の項目ということで、入れさせていただいておるものでございます。

以上です。

○委員長(杉山武志君) そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第24号を採決いたします。本案について、原案のとおり 決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇委員長(杉山武志君)** 全員異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第25号美祢市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長(岩崎敏行君) それでは、議案第25号美祢市特例──特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明申し上げます。

これは、美祢市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例、 美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美祢市放課 後児童健全育成――児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 3つの条例を――の一部改正をするものであります。

まず最初に、美祢市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正については、懲戒に係る権限の乱用禁止の――の規定の削除になります。

これは、児童の権利、利益を保護する観点から、懲戒権に係る規定の見直しと、 児童の監護及び教育において、児童の人格を尊重する義務を定めるため、民法等の 一部が改正されたことに伴う義務的改正となります。

次に、美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正についてです。

児童福祉施設等の運営について、児童の安全の確保を追記する児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、児童の安全の確保について、国が定める基準により、安全計画——安全計画策定等の規定の新設及び自動車送迎時の所在確認等の規定を設けております。

これは、保育施設でのバス――送迎バスの――における園児死亡事例など重大事故を踏まえ、児童の安全の確保に関する事項の明確化に加え、感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取組を徹底する観点から、感染症流行時の業務継続のための計

画策定等の策定に関する事項について、厚生労働省令が一部改正されたものに伴う ものです。

また、懲戒刑に係る権限の乱用禁止の規定も削除するものです。

最後に、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

これは、今御説明しました美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様に、児童の安全の確保及び感染症流行時の業務継続のための計画策定等の策定について規定を設けております。

このたびの条例の一部改正は、いずれも民法等の一部改正及び国の省令が一部改正されたことに伴う所要の改正です。

施行期日は、令和5年4月1日からですが、懲戒に関する権限の乱用禁止に係る 規定の改正については、公布の日からとなります。

説明は以上です。

- **〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) お尋ねいたします。

他県でも起こった事件なんですが、送迎の際に事故がありましたが、これは、安全性の確保のためにも、保育士不足が原因ではないかと思うんですけれど、保育士不足っていうか――保育士の配置基準等の指導はどのようになっているので――されるのでしょうか。

- 〇委員長(杉山武志君) 岩崎子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(岩崎敏行君) 今の三好議員の――三好委員の御質問にお答えします。

保育士の基準というのは、今ちょっと手元には資料ありませんけど、国――国の 基準にのっとって、今のところしているところであります。

そのほか、国の事業といたしまして、保育士の処遇改善ということで、かさ上げ の事業も取り組んでいるところであります。

で、このたびのバスの事故に――事故というかバスの――における――送迎バスにおける園児等の児童の確認ということは、バスのほうにブザーとか、そういうカメラをつけるとかっていう事業も、今年度――5年度、6年度と事業がありますの

で、民間の保育園等でバスを利用されるところがございましたら、取り組んでいく というところを伺っております。

以上です。

- 〇委員長(杉山武志君) 三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 市で一定的な期間――案の指導とかは入られる――電話とか、何か現地に行くと――保育所に行くとか、そういった指導とかいうのはあるんでしょうか。ただ、どうですかって感じですか。
- 〇委員長(杉山武志君) 岩崎子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(岩崎敏行君)** 三好委員の御質問にお答えします。

指導ということでありませんけど、県と一緒に監査というものがございますので、 その時には出向いて――県の方と一緒に出向きまして、園の状況とか、そういう状 況を確認する機会というのはあります。

以上です。

- ○委員長(杉山武志君) そのほか。藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) これ、また定義なんですけれども、美祢市放課後児童健全育成事業とありますね。一般的に、よく児童クラブっていうのがありますけど、これは、育成事業っていうのは、児童クラブのことを言ってらっしゃるんですか。それとも、また別のものなんですか。

この育成児童健康——育成事業、あるいは事業者、何を言うか、ちょっと教えていただきたいと思いますけど。

- ○委員長(杉山武志君) 岩崎子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(岩崎敏行君)** 藤井委員の御質問にお答えします。

今おっしゃられた児童健全育成事業というのは、児童クラブのことを指しております。

以上です。

**○委員長(杉山武志君)** そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第25号を採決いたします。本案について、原案のとおり 決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(杉山武志君)** 全員異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のと おり可決されました。

ここで、1時間が経過しておりますので、55分まで10分程度休憩をとりたいと思います。よろしくお願いします。

午前1	0時44	分位	大憩
1 1011 1		. /J /	1.70

\_\_\_\_\_

午前10時55分再開

**〇委員長(杉山武志君)** 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

次に、議案第26号美祢市子ども子育て会議条例及び美祢市特定教育保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題と いたします。執行部より説明を求めます。岩崎子育て支援課長。

**〇子育て支援課長(岩崎敏行君**) 議案第26号は、美祢市子ども子育て会議条例及び 美祢市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部改正についてであります。

この改正は、国において、子ども政策の新たな司令塔機能を担う子ども家庭庁を 設置する子ども家庭庁設置法と、その施行に伴い、必要となる関係法律の改正を行 う子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する条例が令和4年6月に 成立し、令和5年4月から施行されます。

この改正では、子ども子育て支援法において、厚生労働省から子ども家庭庁に移管される事務に関し、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議を義務づける規定について、移管後は不要になるため削除されたこと、また、子ども子育て会議について定める条文が削除されたことによる条ずれに伴い、所要の改正を行うものです。施行期日は令和5年4月1日からです。

説明は以上です。

**〇委員長(杉山武志君**) 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。藤井委員。 ○委員(藤井敏通君) このような改正――条例の――これは条例じゃなくて基準かな、説明をばあっと聞いて、文章を読んで、これで分かる人がいますか、いるわけないじゃないと思うんですね。

もう少し、何かこう書き方、あるいは説明の仕方っていうのを工夫してもらえんかなあと思うんですよ。そうせんと、これ何条を改める――改めるっていうか――今、こういうふうに改正するのは、子ども家庭庁が設置される設置法で、いわゆる支援法が変わって、従来の内――総理大臣ですか、それとあと、どっかの打合せが――もうせんでもいいというふうなことになって変えるというふうなことなんで、本質的にはあんまり関係ないと思うんですけど、いかんせん、これじゃ、もう何か全然分かんないですよね。かといって、詳しくやる――やるということになってくると、これまた大変だと思うんですけどね。

少なくとも、今、岩崎さんが言われた、こうこうこういう理由でこういうのを改 定しますというその文言ぐらい、どっか付けてもらえんかなというふうに思うんで すけど、いかがでしょうか。

- **〇委員長(杉山武志君)** 改正文には記載できないと思うので、資料か何かを。岩崎 子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(岩崎敏行君)** 藤井委員の御質問にお答えします。

条例案としましては、今お手元に資料の1ページ、2ページが条例の改正分になります。その次、3ページ以降につきまして、子ども子育ての会議の条例の新旧対照表等をつけております。ちょっと私の説明不足でございましたが、こちらでの説明を今後したいというふうに考えております。

以上です。

- 〇委員長(杉山武志君) 藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) すみません、勉強不足で。後ろに──何言うか、比較表が付いていたのを見てなかったです。

ただ、もう一回、この改正文というか――ここを――この題という意味じゃなくて、ほかの――何て言うんかな、条例改正とかいうのも、一番最初に、何かこうこうこうでここを変えますよとかいう1枚ぐらいあるじゃないですか。そこに、何か、そう今言われた趣旨とかが書けないものかなと。それも、あかんのですか。

○委員長(杉山武志君) 記載はできないと思いますんで、口頭で説明されるときに、

口頭ででも心がけて。(発言する者あり)

ここで、暫時休憩を取ります。

午前11時01分休憩

\_\_\_\_\_

午前11時08分再開

○委員長(杉山武志君) 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

先ほど藤井委員より御発言のありました件につきましては、私のほうでおあずかりさせていただいて、執行部との調整を図っていきたいと思います。

ここで、沓野市民課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。沓野市民課長。

○市民課長(沓野純枝君) お時間をいただいてすみません。先ほど、議案第3号の 国民健康保険事業特別会計補正予算の御質問の回答をした折に、新型コロナウイル スに係る減免についての件数について、4件の相談、3件の減免というふうに御説 明をいたしました。

確認をしましたところ、3件の相談で2件の減免ということが正しい回答でございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

以上でございます。

**〇委員長(杉山武志君)** 承知しました。申し訳ございません。質疑の途中でした。 そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第26号を採決いたします。本案について、原案のとおり 決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇委員長(杉山武志君)** 全員異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第27号美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松生涯 学習スポーツ推進課長。

**〇生涯学習スポーツ推進課長(千々松雅幸君)** 続きまして、議案第27号美祢市城原 コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明しま す。

美祢市城原コミュニティセンターは、生涯学習の推進と生涯スポーツの普及を図る施設であるとともに、自主的なコミュニティー活動の集会施設として、令和2年9月に開設をいたしております。

開設以来、美祢市城原コミュニティセンターの利用者が増加していることに伴い、 城原コミュニティセンター利用者協議会からの要望も受け、現在使用していない2 部屋を会議室として利用できるようにするため、所要の改正を行うものであります。 なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。 以上であります。

- **〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 使われてない部屋を――会議室4と5が追加されてますが、 まだ使われてない会議室とかあるのでしょうか。
- **〇委員長(杉山武志君)** 千々松生涯学習スポーツ推進課長。
- **〇生涯学習スポーツ推進課長(千々松雅幸君**) 三好委員の御質問にお答えいたします。

城原コミュニティセンターは、平成31年3月末に閉校した城原小学校を利用した ものでありまして、このほかにも利用していない、使われてない部屋はございます。 以上になります。

**〇委員長(杉山武志君)** そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第27号を採決いたします。本案について、原案のとおり決するこ

とに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(杉山武志君)** 全員異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第28号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松生涯学習スポーツ推進課長。

**〇生涯学習スポーツ推進課長(千々松雅幸君)** 続きまして、議案第28号美祢市体育 施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

まず、令和5年3月31日をもって閉校する於福中学校の体育館及び第2グラウンドについて、於福中学校体育施設利用団体からの要望を受け、美祢市於福体育館、美祢市於福多目的広場として活用することとし、またこのことに伴い、於福中学校第2グラウンド夜間照明施設から、美祢市於福多目的広場夜間照明施設に名称を変更するものであります。

次に、美祢市綾木テニス場につきましては、平成4年に供用開始しておりますが、 近年の利用は極めて少なく、令和5年3月31日をもって廃止するものであります。 これらのことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。 以上であります。

- **〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 確認ですけれど、美祢市綾木のテニス場、これが廃止なんですけれど、その後の維持管理というのは、やはり教育委員会がやっていただけるんですよね。確認いたします。
- **〇委員長(杉山武志君)** 千々松生涯学習スポーツ推進課長。
- **〇生涯学習スポーツ推進課長(千々松雅幸君)** 三好委員の御質問にお答えいたします。

次の活用が決まるまでの間は、教育委員会のほうで適正に管理してまいりたいと いうふうに思っております。

以上であります。

- 〇委員長(杉山武志君) 三好委員。
- **〇委員(三好睦子君)** 何か用途があった場合には、民間に貸出しか売るかということもお考えなんでしょうか。
- **〇委員長(杉山武志君)** 千々松生涯学習スポーツ推進課長。
- **〇生涯学習スポーツ推進課長(千々松雅幸君**) 三好委員の御質問にお答えいたします。

今後の利活用につきましては、そういう要望も受けましたら、庁内の関係課との 協議の上、検討、対応を考えてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○委員長(杉山武志君) そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第28号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(杉山武志君)** 全員異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第29号美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部 改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。神田文化財保護課 長。

**○文化財保護課長(神田高宏君)** それでは、議案第29号美祢市立秋吉台科学博物館 の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

これは、美祢市立秋吉台科学博物館の設置の根拠規定であります公立博物館の設置に当たり、地方公共団体の条例で定めなければならないとしております博物館法第18条が、博物館法の一部改正により削除されることに伴い、これに代わり、公の施設の設置、管理及び廃止を規定する地方自治法第244条の2を美祢市立秋吉台科学博物館の設置の根拠規定とするため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。 説明は以上です。

**〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第29号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(杉山武志君)** 全員異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第11号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

**〇市民課長(沓野純枝君)** それでは、議案第11号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明をいたします。議案の15ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,167万8,000円と定めるものであります。

初めに、歳出から、内容について御説明をいたします。議案の396、397ページを 御覧ください。

1 款総務費・1 項総務管理費・1 目一般管理費について、対前年度比263万8,000 円減の6,446万7,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費であります。

次に、401ページを御覧ください。

前のページから続いておりますが、2 款保険給付費・1 項療養諸費において、計の欄になりますが、対前年度比1 億8,680万9,000円減の20 億2,238万2,000円を計上しております。

その下、2項高額療養費において、計の欄、対前年度比3,133万4,000円減の2億

9,532万7,000円を計上しております。

これらは、本年度の給付実績の動向を基に算定した給付費の見込額と、過去3か年の給付費の伸び率等に基づき算定をしたものであります。

次に、402、403ページを御覧ください。下段になります。

国民健康保険事業費納付金において、1号医療費の医療費納付金分として、対前 年度比1,367万円増の4億7,835万8,000円を計上しております。

次に、404ページ、2項後期高齢者支援金等分として、対前年度比84万2,000円減の1億4,784万1,000円、その下、3項介護納付金分として、358万9,000円増の3,459万7,000円を計上しております。

これらは、財政運営の責任主体である県への納付金について、県内の国保医療費の状況などから算出された県の通知によるものであります。

次に、その下の4款保健事業費において、406ページ、上段の計ですが、対前年度比712万8,000円増の3,470万5,000円を計上し、その下の2項、特定健康診査等事業費において、対前年度比99万7,000円増の3,102万9,000円を計上しております。

続きまして、歳入の主な内容について御説明をいたします。

ページは388、389ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税において、対前年度比2,160万9,000円減の3億7,241万7,000円を計上しております。

平成30年度の新制度以降、毎年、県が提示する標準保険料率を参考に、保険税率 等を決定しております。

令和5年度においては、減収が見込まれますが、基金からの繰入金を増額することで、改定はせず、据置きとしております。

次に、390、391ページを御覧ください。

3 款県支出金・1 項県補助金・1 目保険給付費等交付金において、対前年度比1 億3,001万7,000円減の24億33万4,000円を計上しております。

これは、歳出の保険給付費の減に伴うものであります。

次に、5款繰入金・1項一般会計繰入金として、対前年度比1,116万5,000円減の 2億6,889万5,000円を計上しております。

また、392、393ページ、2項基金繰入金において、対前年度比4,431万4,000円増の1億31万4,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

- **〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 何点かお尋ねいたします。

まず1点、今の説明の中で基金から繰り入れて税額を抑えたとありましたが、平均的にどのぐらいの加入者世帯で、どのぐらい下がったのかなって。今急に言ってもちょっと通告してなかったので、ちょっとどうか分かりませんが、分かればお願いいたします。

- **○委員長(杉山武志君)** 不足する額を基金でされるんで……。沓野市民課長。
- **〇市民課長(沓野純枝君)** 三好委員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険税のほうは、基金を繰り入れることとしまして、保険税の率といいますか、税率は据え置くこととしております。

実際に、どれぐらいのものが――どれぐらいの金額が下がったかというような御質問だったかと思うんですけれども、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、県の標準保険料率というものを示しておりますが、それに対しては低い状況となっております。

以上でございます。

- 〇委員長(杉山武志君) 三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 加入者世帯が減ったというところもあるかと思いますが、それで、今度は18歳以下の子どもの均等割ですけれど、これは今年、この予算にどのように反映されてますか。未就学児だけか、それとも18歳以下かお尋ねします。
- **〇委員長(杉山武志君)** 沓野市民課長。
- ○市民課長(沓野純枝君) ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。
  未就学児の均等割の保険税の減額については、本年度から、未就学児については、
  均等割部分を5割ほど減額するというところで行っておるところでございます。

で、新年度の予算としましては、保険税はその分が下がってくるという、減収といいますか、下がるところでございますが、その分、一般会計の繰入金の中で特別会計のほうに繰り入れるというところで、歳入――繰入金の歳入の部分でございますが、393ページの5款繰入金・1項一般会計繰入金、節になりますが、4――申し訳ないです。3の未就学児均等割保険税の繰入金というところで、その分ほど、

繰り入れるような形になっております。

以上でございます。

○委員長(杉山武志君) そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三 好委員。

○委員(三好睦子君) 反対意見を述べます。

やはり昨年の決算書を見ますと、未収が国保の収入未済額ですね、それが8,100 万円以上あります。不納欠損もあります。

それで、このことは本当に、国保世帯が苦しい生活を強いられているのではないかと思います。コロナとか物価高騰とか営業不振、また農業においても、生産者米価の低迷、また年金においても、年金が少なくなっていくと、こういった厳しい生活の中で、この国保の基金があります。以前は合併後からもでしたが、2億5,000万円の基金でしたけれど、最近は7億5,000万になってます。これらの基金を使って、こうした加入者世帯、今こそ本当に救うというか、生活を守って、暮らしと命を守るべきだと思って意見を述べます。

○委員長(杉山武志君) そのほか御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第11号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**〇委員長(杉山武志君)** 挙手多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり 可決されました。

次に、議案第13号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

**〇市民課長(沓野純枝君)** それでは、議案第13号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

議案の29ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,881万2,000円と定めるものであります。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度に当たり、制度における大きな変更はございません。

予算編成においては、第8期介護保険事業計画に基づく事業費推計に加え、各サービスの給付実績の動向を基に算出した給付費の見込みにより、予算を計上しております。

それでは、歳出の主な内容について御説明をいたします。

議案の456、457ページを御覧ください。

1 款総務費・1 項総務管理費・1 目一般管理費において、対前年度比230万1,000 円減の5,517万6,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費であります。

次に、460、461ページを御覧ください。

2款保険給付費において、計画に基づく事業費推計に加え、施設居住系サービス 及び居宅サービスの事業料の給付実績の動向を基に算定した給付費の見込みにより 予算を計上しております。

1項介護サービス等諸費は、要介護認定者を対象とした給付費で、全体としては、466ページになりますが、中ほどの計欄になりますが、対前年度比3,033万円減の28億6,772万4,000円を計上しております。

また、その下、要介護——失礼しました。要支援認定者を対象とした給付費である2項介護予防サービス等諸費においては、472ページの上段になりますが、計の欄、対前年度比59万9,000円減の8,086万5,000円を計上しております。

また、一番下の下段の4項高額介護サービス等諸費において、対前年度比1,173万7,000円減の5,672万8,000円を計上しております。

これは、介護サービス等諸費など、保険給付費等の減に伴い、減を見込むものでございます。

次に、478、479ページを御覧ください。

3款地域支援事業費において、保険給付費と同様に、第8期介護保険事業計画に おける事業量の見込みを基に予算を計上しております。

1項介護予防生活支援サービス事業費においては、介護予防日常生活支援総合事

業に係る経費として、サービス事業費とケアマネジメント事業費を合わせて、対前 年度比699万6,000円減の6,286万8,000円を計上しております。

次に、2項一般介護予防事業費において、対前年度比56万3,000円増の689万9,000円を計上しております。

次に、482、483ページ、3項包括的支援事業任意事業費において、これは、地域包括支援センターの運営、在宅医療介護連携事業、また、認知症総合支援事業などの経費になりますが、全体として488ページの中ほどの計になりますが、対前年度比169万円減の7,253万円を計上しております。

続いて、歳入について、議案は、446、447ページからとなります。

歳出で御説明をいたしました、保険給付費や地域支援事業費に対して、3款国庫 支出金・4款支払基金交付金・5款県支出金において、負担割合に基づき算出をし ております。

また、1款保険料については、被保険者の推計及び本年度の所得階層などから算出し、7款繰入金においては、1項一般会計繰入金として、事業に係る経費及び総務費の財源としての額、また、最後に、2項基金繰入金として不足が見込まれる額をそれぞれ計上をしております。

次に、債務負担行為については、32ページの第2表の債務負担行為のとおりとなっております。

説明は以上です。

- **〇委員長(杉山武志君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 何点かお尋ねいたします。

まず、介護保険制度で、介護保険料の段階設定というのがありまして、段階設定、13段階あるわけなんですけれど、この――これを作った――9期ですから、今年は2年目――3年ごとですけど、作られたときと今とは、状況が変わってると思いますが、13段階の対象者数――対象者っていうのが変動がつかんでおられますでしょうか。

例えば、1段階が何人とか、基準になるのが5段階ですけど、これ、このあたりが何人とか、8段階が何人とか、ありますでしょうか。

**〇委員長(杉山武志君)** 執行部、資料をお持ちですか。沓野市民課長。

**〇市民課長(沓野純枝君)** ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

介護保険料の所得段階の人数といいますか、所得段階における人数の割合といいますか――という御質問だったかと思います。

第9期の介護保険事業計画策定時の段階という、段階の人数というところは、今 資料が手元にないのですが、今年度について、所得段階別の人数といいますか、割 合のほうは、手元に資料がございますので、その中から、御説明をしたいと思いま す。

今、国のほうは、9段階を設定をしておりますが、市のほうで、中間層の方の負担軽減というところから弾力化というところうで、本市では13段階で設定をしておるところでございます。で、第1段階、第2段階、第3段階というところが、市民税の非課税世帯というところでございますが、この段階層にいらっしゃる方が、全体の35.4%がその段階でいらっしゃいます。

で、標準という第5段階の方については約17%、それから、一番高い段階、国でいう9段階、本市でいう11、12、13段階になりますが、ほぼ――にいらっしゃる方が2.9%というふうになっております。

説明は以上です。

- 〇委員長(杉山武志君) 三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 5段階が一番の基準になっておりますけど、基準が17%ですと聞いたんですけど、この1か月の保険料は5,840円ですけれど、人によっては収入の今の段階が変わるということがあると思うんですけれど、この基準っていうのは3年間は変わらないもんですよね。負担が大きくなる、個人によって負担が大きくなるということも考えられるのかなと思うけど、そんなことはありませんですよね。
- 〇委員長(杉山武志君) 沓野市民課長。
- ○市民課長(沓野純枝君) ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。
  介護保険料の賦課というのが、前年の所得によって判断をするものになりますので、その方その方の所得の変動があれば、階層の変動はあるかと思われます。

以上でございます。

- **〇委員長(杉山武志君)** 三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 補足給付っていうのがあるんですけれど、これに変動があっ

たでしょうか。補足給付事業――基本――補足給付、基本に変動があったかどうか。

- ○委員長(杉山武志君) 何ページになりますか。沓野市民課長。
- **〇市民課長(沓野純枝君)** ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

補足給付というのが、利用者の方が施設に入所されたりというときに、居住費と 食費について、低所得者の方に対して、補足といいますか、補って、支援する代わ りにお支払いするというものになるんですが、令和3年の8月に国のほうが基準を 見直しをしまして、その時点で、少し金額が変わったところ、要件が変わったとこ ろでございます。

令和5年度については、まだ計画期間でもございますし、特にその辺りの見直し というところは、今のところ情報は入っておりませんので、変更はないというふう に認識しております。

以上でございます。

- 〇委員長(杉山武志君) 三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 介護保険で認定、介護の認定を受ける場合ですけれど、認定が受けられなくて要支援ですか、それも受けられないというときに、予防給付っていうのがあるんですけど、予防給付、この制度私あまり知らなくて、ある方に、介護認定受けたら受けたらって言ったんですけど、受けられなくて、本当に困っておられて、予防給付を知ったんですけれど、これの周知徹底とか、それから予防給付──予防給付についてお尋ねします。
- **〇委員長(杉山武志君**) 三好委員、これ、予算に関係がありますか。(発言する者 あり)池田福祉課長。
- ○福祉課長(池田正義君) 三好委員の御質問にお答えします。

予算的には、予算書の466ページの保険給付費、2項保険給付費――すみません、2款保険給付費・2項介護予防サービス諸費のほうに入っておりますが、この制度自体については、介護保険の制度全般を記したパンフレットを作成しておりますので、その中で、市民の方に対しましては周知を図っているところでございます。すみません、ちょっとページを間違っておりました。申し訳ございません、ページが478でございます。3款の地域支援事業の1項介護予防生活支援サービス事業、こちらのほうでございました。申し訳ありません。

**〇委員長(杉山武志君)** よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。秋枝委員。

- ○委員(秋枝秀稔君) お尋ねするんですけど、ざっくりでですね、給付費が去年より2%落ちてます。で、保険料が7%落ちてるという、こういうちょっと計算したんです。間違いだったら言っていただいたらと思うんですけど。やはりこれは人口減の影響ですか。ざっくりでいいですけど。私もちょっとよう分からんもんでお尋ねです。
- 〇委員長(杉山武志君) 沓野市民課長。
- ○市民課長(沓野純枝君) 秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

保険料の減というところの理由というところかと思いますけれども、先ほど補正のほうでも御説明をいたしましたが、65歳以上の方が被保険者というふうになるわけでございますが、先ほどの御説明のとおり、被保険者に対しては、だんだんと減っているというところで、4月の9,940人から、12月で107名の減9,833名というところがございまして、今後も減っていくというふうに見ておりますので、それが1つの要因かと考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(杉山武志君) 秋枝委員。
- **〇委員(秋枝秀稔君)** すみません、ありがとうございました。

給付は、2%減なんですけど、保険料が7%減ということは、次の計画、2段階ではやはり、保険料に影響がかなり出てくるんかなあという、こういう感じするんですけど、今の段階では分かりませんけど、そういう、大体の予測でよろしいんでしょうか。

- 〇委員長(杉山武志君) 沓野市民課長。
- ○市民課長(沓野純枝君) ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。
  令和6年度以降が、次の第9期の保険事業計画になりますが、策定は、来年度、

5年度に行うことになっております。

先ほども申し上げたように、被保険者の推移は減っていくというところ。それから、認定率、介護認定率やサービスの事業量、それを今から集計といいますか、将来推計を行ってまいりますので、その中で、介護保険料というものが、最終的に幾ら必要なのかというところを積算をしまして、標準保険料率は、現在の5,840円に変わる金額というところを計算していくような形になります。

以上でございます。

○委員長(杉山武志君) そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(杉山武志君)** 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三 好委員。

○委員(三好睦子君) 反対の立場で意見を述べます。

この介護保険は3年ごとに事業計画――事業計画が策定されますが、今回の保険料は、この7期と8期では変わっておりません。基準となる保険料は月額5,840円で変わっておりません。本当にありがたいと思いますが、値上げでなかった分もよかったと思うんですけれど、介護保険制度が始まってから約2倍ぐらいにはなっているのではないかと思うんですが、年金生活者にとって、振り込まれた年金の中から容赦なく天引きされます。保険料の引下げを求める声は切実ですが、こうした声にこたえるためにも、保険料、もう少し安くして、負担を軽くしていくべきではないかと思います。

それから先ほども言いましたけれど、要介護——要支援要介護、この認定基準が少し国のなかなか要支援を受けられないという方も見受けました。相談の中で見受けたんですけれど、やはりこの介護保険——要支援、要介護に利用ができるようにしていただくような予算であるべきだと思います——という立場で意見を述べます。

- ○委員長(杉山武志君) 先ほど、三好委員の反対意見の中で、この制度が始まって、 掛金が2倍近くになっているという発言がありましたが、掛金で相違ないですか。 (発言する者あり)事実でしょうか。
- **〇委員(三好睦子君)** 訂正します。
- **〇委員長(杉山武志君)** 執行部、事実かどうか、資料は今お持ちじゃないですかね。 沓野市民課長。
- ○市民課長(沓野純枝君) 制度開始から現在に至って、2倍になってるということが事実かということだと思うんですけれども、制度開始のときの基準額表というところ、今ちょっと資料を持っておりませんので、申し訳ございませんが、ちょっと正しいかどうかというところの判断は、後で確認させていただけたらというふうに思います。
- **○委員長(杉山武志君**) (発言する者あり) 今の件につきましては、後ほど確認の

ほうをさせていただきたいと思います。

○委員長(杉山武志君) ほかに御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第13号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**〇委員長(杉山武志君)** 挙手多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり 可決されました。

次に、議案第14号令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長(沓野純枝君) それでは、議案第14号令和5年度美祢市後期高齢者医療 事業特別会計予算について御説明をいたします。

議案の35ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,547万7,000円と定めるものであります。

初めに、令和5年度における制度の変更点ですが、保険料率の改定を含め、大きな変更はございません。

これを踏まえ、保険者である山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、予算を編成しております。

では、まず、歳出から主な内容を御説明いたします。ページは508、509ページを御覧ください。

1 款総務費・1 項総務管理費・1 目一般管理費において、対前年度比181万7,000 円減の626万9,000円を計上しております。

これは、事業運営における人件費及び事務費であります。

次に、その下の下段になりますが、2款・1項・1目ともに後期高齢者医療広域 連合納付金において、対前年度比2,392万2,000円減の5億535万8,000円を計上して おります。

主な減額理由は、後期高齢者広域連合納付金の財源となる後期高齢者医療保険料において、令和4年度当初予算編成時、令和4年度の保険料率が引上げの方向とし

て増額をしておりましたところ、実際は引下げとなったことによる差となっております。

続きまして、歳入について主な内容を御説明いたします。ページを戻っていただいて、504、505ページを御覧ください。

1款・1項ともに後期高齢者医療保険料において、計の欄、対前年度比2,687万 2,000円減の3億5,469万5,000円を計上しております。

これは、さきに御説明をいたしました後期高齢者医療広域連合納付金と同様、本年度の保険料率の引下げによるものであります。

最後に、3款繰入金・1項一般会計繰入金において、計の欄、対前年度比155万 1,000円増の1億5,850万6,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

- **〇委員長(杉山武志君**) 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑 はございませんか。三好委員。
- **〇委員(三好睦子君)** 国保と同じように減免制度ってあると思うんですが、美祢市 の場合もあるのでしょうか。受けられた方がありますか。
- **〇委員長(杉山武志君)** 予算に関係してますか。
- **〇委員(三好睦子君)** すみません。保険減免制度も鑑みて予算をつくられたのでしょうか。
- 〇委員長(杉山武志君) 沓野市民課長。
- 〇市民課長(沓野純枝君) 三好委員の御質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療事業におきましては、保険者が山口県後期高齢者医療広域連合となっております。基本的には、そちらの通知を基に予算の編成をしております。当然減免という制度はございますが、実際に今の当初予算において、減免を想定をしてというところは計上をしておりません。

以上でございます。

- 〇委員長(杉山武志君) 三好委員。
- ○委員(三好睦子君) すみません。私ごとでちょっとも恐縮ですけれど、医療費の窓口負担が2割になったようなことを聞くんですけれど、私の場合はちょっと皆さんのおかげで3割──皆さんに働かせていただいて、皆さんから税金いただいてますので、当然3割でもと思っておりますが、あまり、病院に行かないんですけれど、

今窓口2割負担が導入されているんでしょうか。

- ○委員長(杉山武志君) 予算書のどこ──質問されます。予算について審議してます。
- ○委員(三好睦子君) 予算ではなくてすいません。高齢者の後期高齢者の医療事業の中で、2割負担で、医療者の加入者の世帯、75歳以上の方ですね。この人たちの負担が、窓口負担がどうなってるのかっていうのは、当然、予算にも反映してくると思いますが、どうでしょうか。
- **〇委員長(杉山武志君)** 窓口負担の比率ですか。
- ○委員(三好睦子君) 受診控えにつながるかと――そうすれば、この保険料のほうの予算に響くと思いますが。
- ○委員長(杉山武志君) 執行部、何かございますか。沓野市民課長。
- ○市民課長(沓野純枝君) 三好委員の御質問にお答えをいたします。
  昨年度の令和4年の10月からですね、それまで、1割負担の方について、所属によって2割の御負担をお願いするという制度に変わっております。

以上でございます。

**〇委員長(杉山武志君)** そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(杉山武志君) 御質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三 好委員。
- ○委員(三好睦子君) 後期高齢者医療保険事業なんですけれど、この事業は75歳以上を国保と分けて別額にしております。高齢者の方は年金は少なくなる、また働くところもない、かといって、病気になっても、今ありましたように、2割負担になってなかなか病院にも行けないと、心細い生活をしておられる高齢者が多いかと思います。受診控えにもつながって、病気とか言えば、早期な治療が大事なんですが、だんだん病院──受診控えが起こって、なかなか重く──病気が重くなっていくと、そうすれば当然医療費給付も上がってくると思いますが、こうした面で、高齢者──後期高齢者別枠にした、この予算に反対いたします。
- ○委員長(杉山武志君) ほかに御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第14号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

**〇委員長(杉山武志君)** 挙手多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり 可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました市長提出議案13件につきましての審査を終了いたしました。

そのほかの前に、本会議における荒山委員からの資料請求について、(発言する者あり)そうですか。では、資料準備のため、1時まで休憩といたします。

午後 0 時06分休憩

\_\_\_\_\_

午後 0 時34分再開

○委員(杉山武志君) 1時までの休憩としておりましたが、資料が出揃いましたので、引き続き審査を再開したいと思います。

この際、沓野市民課長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。 どうぞ。

**〇市民課長(沓野純枝君)** 先ほど、介護保険料の基準額の2倍というところの資料として御説明をいたします。

第2期になりますが、介護保険事業計画において、標準保険料については3,250円というところになっております。当時の介護給付費の総額としては12億1,564万円となっております。

令和4年度におきましては、標準保険料月額については5,840円、介護保険の保険給付費としては30億7,336万4,000円と増額になっておりますが、当時と比較をしまして、介護予防の予算は、第2期においては含まれておりませんので、現在と単純に基準額を比較することは難しいかと考えております。

以上でございます。

○委員長(杉山武志君) ありがとうございます。

では、その他の事項に入ります。荒山委員。

**〇委員(荒山光広君)** それでは、その他の所管事項ということでございます。

先日の本会議において、市政報告会と称する会合が、2月に美東地域で5か所、 秋芳地域で4か所開催され、その使用実態から、公民館の使用について、教育委員 会の見解を伺いたいと申し出ております。

今年は統一地方選挙の年でありまして、山口県議会議員の選挙も3月31日告示の4月9日投票で執行がされます。美祢市区では、今のところ、昨年11月に記者会見を開いて、立候補の表明をされ、その後、後援会事務所を構えて活動されている新人と、現職の一騎打ちとなる見通しでございます。

前回、2019年に行われた全国41の都道府県議会議員選挙では、合わせて945の選挙区のうち全体の39%にあたる371の選挙区で、合わせて612人が無投票で当選を決めたということですので、今回美祢地区で選挙が執行されることは、有権者にとって選択肢があるということになります。

告示が近づくにつれて、それぞれの後援会や山口県選挙管理委員会に届出のある その他の政治団体が行う活動も活発になっております。2月に行われた市政報告会 と称する一連の会合も、一定のルールの中で行われたと思いますので、会合そのも のについて、私がとやかく言う立場にはございません。

しかし、このたび、それぞれの会場の参加者募集のチラシを見ると、既に立候補を予定している方をゲストとして、わざわざ顔写真を載せて募集をかけておられます。しかも、開催時間1時間のうち、約半分がこのゲストの時間であったと聞いております。表向きは市政報告会となっておりますが、会合の開催時期、回数、内容から客観的に見て、その実態は、いわゆる特定の候補予定者を支援する会合になっているのではないかと推測されます。

これらのことから、会場となった公民館の使用について、美祢市公民館の設置及び管理に関する条例第6条第2項第1号で、法第23号社会教育法ですが――の規定に違反する恐れがあると認められるときは、施設の使用を許可しないと規定されており、この規定に抵触するのではないかという疑念がありますので、教育委員会の見解をお伺いいたします。

- 〇委員長(杉山武志君) 南教育長。
- ○教育長(南 順子君) 荒山委員の御質問にお答えいたします。

まず、美東地域の4つの公民館につきましては、交流センターや定住センターなどの中に公民館が設置してあり、会議室などの利用につきましては、社会教育法で

定める公民館の利用制限を受けないものであります。

さて、荒山委員御指摘の市政報告会に係る利用についてでありますが、社会教育 法第23条第1項第2号では、公民館が特定の政党の利害に関する事業を行い、また は講師の選挙に関し、特定の候補者を支持することを禁止しています。これに係る 解釈として、国会において、市町村立公民館を政党または政治家に貸し出すことに 関する質問趣意書に対し、社会教育法第23条第1項第2号の規定は、公民館の政治 的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に 有利または不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させることは 許されないが、公民館を政党または政治家に利用させることを一般的に禁止するも のではないと、平成27年6月19日に内閣は答弁されています。

また、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点として公民館が地域の実情に合わせて、柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう社会教育法第23条第1項の解釈の周知について、文部科学省からも平成30年12月21日付事務連絡が発出されています。

今回御指摘のありました、使用許可につきましては、市政報告会という目的で使用の申請がされていることから、社会教育法第23条第1項第2号の規定及び美祢市公民館の設置及び管理に関する条例第6条第2項第1号の規定には抵触しないと認識しているところであり、本案件について、顧問弁護士に相談したところ、同様の見解である旨の回答をいただいているところでございます。

以上です。

- 〇委員長(杉山武志君) 荒山委員。
- **〇委員(荒山光広君**) ありがとうございました。

私はこれまで公民館を含めて、公の施設の使用については、議会が行う議会報告会を除いて、後援会活動であっても、政治的な会合、集会を控えるものと考えておりました。

今回、使用申請が市政報告会という目的でなされ、使用許可が出されたということでしたが、会合の内容まで職員が一々把握することはできないと思っております。

今回の一連の市政報告会のようなものが、私の記憶の中ではこれまでされたことがなく、この時期に、大々的に3地区で、特に秋芳地域と美祢地域では、参加者募集のチラシを新聞折り込みにして、チラシの印刷代や折り込み料などの費用をどな

たが負担されたか分かりませんが、そこまでしてやられる真意がよく理解できません。

先ほど伺った教育委員会の見解によれば、一連の施設使用については、本条例に 抵触しないということでございました。

なぜ私がこの問題を取り上げたかといいますと、来年は美祢市の市長及び市議会議員選挙が控えておりまして、一連の使用実態を見て公民館を含めた公の施設使用についての可否を確認したかったわけでありまして、このたび、使用できるということが確認できましたので、これを機に、公職選挙法でいう事前運動にならないように気をつけて活用できたらというふうに思っております。ありがとうございました。

以上です。

- **〇委員長(杉山武志君**) 続きまして、生活環境課から衛生センターの報告について お願いいたします。
- 〇市民福祉部次長(古屋敦子君) それでは、美祢市衛生センター基幹的設備改良工事の進捗について御説明をいたします。

本工事を実施する美祢市衛生センターは、昭和63年3月に供用開始後34年が経過し、設備や機器の老朽化が進んでいるところですが、本施設は市唯一のし尿浄化槽汚泥処理施設であるため、1日たりとも施設を休止することはできません。このため施設に求められる性能水準を保ちつつ、長寿命化を図るとともに、施設の稼働に必要なエネルギー消費による排出される二酸化炭素排出量の削減を目的として、基幹的設備改良工事を実施するものです。

資料の2番目になりますが、工事の内容ですが、機器類につきましては、更新や 新設を行い、現在使用していない焼却設備等の不要な機器類は全て撤去を行います。

水槽につきましては、既存の水槽は補修、再防食を行うとともに、今回の工事では、1日の処理能力を34キロリットルから48キロリットルへと増強しますので、施設内に水槽の増設を行います。建屋は補修、外壁塗装を行うこととしております。

次に、事業費でありますが、工事の契約金額は3年間の総額で21億6,260万円、 設計、施工監理業務の契約金額は2,691万7,000円であります。

管理業務においては、年度別の出来高予定額2,000円未満の端数があるために、 継続費の金額といたしましては資料にお示ししている表の金額となります。 受注者は、工事は株式会社西原環境九州支店、管理業務は株式会社日産技術コンサルタント山口事務所であります。

なお、本工事は、設計と施工を一括発注する性能発注方式で行っているため、工 事の中に実施設計業務も含んでおります。

この性能発注方式は、環境省が定めた廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引によりますと、廃棄物処理施設を構成する技術は、科学議会、電気機械工学等を総合化した通常高度な技術であるため、廃棄物処理施設建設の設計施工の両方の要素技術を総合化できる技術力を有しているプラントメーカーが請け負うことが利にかなっている。また、プラントメーカーの総合エンジニアリング力を設計段階から活用でき、品質向上にもつながる、このように記載をされております。

今回活用する環境省の交付金事業において、多くの自治体においてこの性能発注 方式により整備を行っていることから、今回の工事においても採用したところでご ざいます。

4の工事スケジュールですが、工事の施工業者、西原環境から提出された工程表の内容を記載しております。

工事の契約期間は、昨年の11月臨時議会で契約の議決をいただいておりますので、 令和4年11月5日からの工期となり、まず実施設計を行い、続いて土木建築設備工 事、機械設備工事、配管弁設備工事、電気計装設備工事等を行う予定としておりま す。

令和4年度においては、実施設計と架設工事の一部を行う予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻など、世界的な資材調達の遅れが出ている影響から、予定の出来高に対し、実施設計では50%、工事では0%の進捗の見込みとなっております。

したがって、現時点の見込みでは、工事では、実施設計部分の825万円、工事部分の1億4,700万2,000円の合計1億5,525万2,000円を、また設計施工監理業務では336万3,000円を令和5年度に繰り越す見込みとなっております。

実際には、年度末までの出来高によって支払いを行いますので、予定額に満たない金額には、逓次繰越しの手続を行うこととなります。逓次繰越しの手続を行った場合は、手続後、継続費繰越計算書を調整し、新年度になると思いますが、議会へ報告することとなりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

- **〇委員長(杉山武志君)** そのほか、委員の皆様から所管事項につきまして、何かご ざいましたら御発言をお願いいたします。藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) 2点お尋ねいたします。

まず1点、これは環境省の性能発注工事ですか、それで補助金をつけてというお話だったんですけども、この全体の22億のうち、補助金の対象となるのはどのぐらいが補助金の対象になるかと。あるいは補助金じゃなくって、何か環境債か何かっていうことであれば、どのぐらいのあれですかね、返却比率というか、逆に今の比率というか、なるかということが1点目。

2点目がですね、これ工事が、当初よりも延期になってますよね。なるんですよね。今の説明はそういうふうに聞いたんですけど。もしそうであれば、本庁舎のときにも関係してますが、今資材がすごく上がってるじゃないですか。そうすると、この予定の工事費、事業費そのものもかなり上がる、この予算内で収まらないで上がるんじゃないかなというのを懸念しますけれども、その辺はどうでしょうか。

以上2点、質問いたします。

- 〇委員長(杉山武志君) 古屋市民福祉部次長。
- 〇市民福祉部次長(古屋敦子君) 藤井委員の御質問にお答えします。

ただいま通知を出しましたけど、本定例会での3月補正として、継続費の補正を 行っております。

それで、中ほどに衛生センターの金額が――失礼しました。ちょっとお待ちください。失礼しました。今回、通知しましたのが当初予算に出ている継続費の進捗調書といいますか、進捗状況に関する調書でございまして、こちらに、それぞれの工事と業務に関しての財源内訳等を記載しておりますので、確認をしていただけたらと思います。

それと工期が延長になった場合については、工事費が増加するのではないかということでございますが、現時点においては、当初の予定よりも遅れておりますが工 期内での完成を目指しているということでございます。

工期が変更となる場合は、この財源の問題もありまして、国との調整が必要となっております。

仮に工期が延長する場合は、また、契約変更となり、議決事項であるために、議

会のほうにお諮りをしますが、契約変更で工期が延長となった場合には、工事費が 増加するという恐れがあることは事実でございます。

以上です。

- 〇委員長(杉山武志君) 藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) 今の御説明ではっていうか、最初の説明、私が聞き間違ったんかと思うんですけど、工期の延長になるというふうに受け取ったんですけども、そうじゃなくて、あくまでも当初の予定どおり――一応行く予定――当初予定どおりですということですね。

ただし、場合によっては、ウクライナどうのこうので遅れる可能性もあるかもしれないけれども、そのときにはそのときで善処しますと、こういう理解でよろしいんですね。

- 〇委員長(杉山武志君) 古屋市民福祉部次長。
- ○市民福祉部次長(古屋敦子君) 藤井委員のおっしゃられたとおり、今予定の一令和4年度の見込んでいた事業量に達していないんですけれど、できる限り、工期内に収めるということで、今は、事業者とも調整をしております。

ただ、これがいろいろな情勢によって、延長になるということは、可能性として はあるのではないかと考えております。

以上です。

- 〇委員長(杉山武志君) 藤井委員。
- ○委員(藤井敏通君) ということは、今現在見れば、ちょっと当初よりも遅れてるかもしれんけど、その遅れは、年度内には、もう、しっかり調整して遅れないようにすると、こういうことでよろしいですね。年度内だったか12月だったか、ちょっとあれですけど。

それともう1点、私の最初の質問ですけど、この表を見ると、国県支出金ってありますね。これ工事自体が7億2,400万で、設計のほうが700万と、合計で7億3,100万円、これがいわゆる環境省からの、これは補助金なんですか。それとも、償還猶予つきとか、過疎債みたいなそういう、100円借りて60円返せばいいとか、そういう性格のものですか。それと地方債とはこれは市債のことですか。要するに、市が債権出して、それで、もう全額返すという、そういうふうなものということでよろしいですか。

- 〇委員長(杉山武志君) 古屋市民福祉部次長。
- ○市民福祉部次長(古屋敦子君) 藤井委員の御質問にお答えします。

最初の工期についてですけれど、現時点では、令和7年度末の工期となっておりますので、それに向けて努力をするということでございます。

2点目の財源の御説明ですけど、この国県支出金というところが環境省の補助金っていうか、交付金ということになっておりまして――失礼しました。令和6年度末で、令和7年3月までっていう工期になっております。

で、実際には、これ性能発注という方式になっておりますので、令和6年の12月頃までに工事を終わって、令和7年の1月から3月の間に試運転と、性能がこの基準を満たしているかどうかという性能検査を行った後に、令和7年4月からの本格稼働ということになります。

それから、財源の問題ですけれど、この国県支出金というところが、環境省から の交付金、補助金ということになります。

そして、地方債っていうところ――市債というふうになりますけど、これが過疎 債等廃棄物処理に関する事業債ということになりまして、過疎債のほうにつきまし ては、後年度交付税対応がありますので、この過疎債を全て市が償還しなければな らないということには当たりません。

以上です。

- ○委員長(杉山武志君) よろしいですか。藤井委員。
- **〇委員(藤井敏通君)** ということは、実質的に市が負担しなければならない金額っていうのは、ざっとで、億単位でいいですけど、幾らになるんですかね。
- **〇委員長(杉山武志君)** 古屋市民福祉部次長。
- ○市民福祉部次長(古屋敦子君) ただいまの藤井委員の御質問にお答えします。

今、私どもが想定している部分では、工事について、過疎債が約14億円あるんで すけれど、このうちの10億円が後年度交付税措置がされるのではないかと考えてお ります。

以上です。

○委員長(杉山武志君) そのほか御発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(杉山武志君) ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。 午後 0 時59分閉会 上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月10日

教育民生委員長